

ヌ イタリア協定 イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

八 [略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

- 厚生労働省令第百六十五号 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

(労働基準法施行規則の一部改正)

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 武見 敬三

	改	正	後
--	---	---	---

(傍線部分は改正部分)

第二十四条の二の四 (略)

(略)

- ② 法第三十八条の四第二項第一号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならぬ。

一・二 (略)

- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

④～⑥ (略)

第五十二条の二 法第百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は第二十四条の二の四第三項第三号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五十九条の二 (略)

(略)

- ② 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十号）において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）に記録することをもつて代えることができる。

第二十四条の二の四 (略)

(略)

- ② 法第三十八条の四第二項第一号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

一・二 (略)

- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

④～⑥ (略)

第五十二条の二 法第百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五十九条の二 (略)

(略)

- ② 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十号）において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定によつては、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）に記録することをもつて代えることができる。

八 [同上]
〔号の細分を加える。〕

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正)
第十一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則(昭和四十六年労働省令第二十四号)の一部を次の表のように改正する。

				(傍線部分は改正部分)		
				改	正	後
				(創業支援等措置の実施に関する計画)		
				第四条の五 (略)	第四条の五 (略)	第四条の五 (略)
				2 (略)	2 (略)	2 (略)
				3 事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。	3 事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。	3 事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。
				一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
				三 事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的形式、磁気的形式その他人の知覚によつては認識することができない形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	三 事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的形式、磁気的形式その他人の知覚によつては認識することができない形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
				(求職活動支援書の作成等)	(求職活動支援書の作成等)	(求職活動支援書の作成等)
				第六条の三 (略)	第六条の三 (略)	第六条の三 (略)
				2・3 (略)	2・3 (略)	2・3 (略)
				4 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。	4 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。	4 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。
				二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを作成する方法	二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的形式、磁気的形式その他人の知覚によつては認識することができない形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条の六において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを作成する方法	二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的形式、磁気的形式その他人の知覚によつては認識することができない形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条の六において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを作成する方法
				5・10 (略)	5・10 (略)	5・10 (略)
				(委員会の会議)	(委員会の会議)	(委員会の会議)
				第二十三条 (略)	第二十三条 (略)	第二十三条 (略)
				2 (略)	2 (略)	2 (略)
				3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。	3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。	3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。
				一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
				三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的形式、磁気的形式その他人の知覚によつては認識することができない形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
				(傍線部分は改正部分)	(傍線部分は改正部分)	(傍線部分は改正部分)
4	5			(略)	(略)	(略)

(リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知)

第三十四条の二の八 (略)

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならない。

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第九十八条の二 (略)

3 法第一百一条第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(ばく露の程度の低減等)

第五百七十七条の二 (略)

4 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(ばく露の程度の低減等)

第五百七十七条の二 (略)

4 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 磁気テープ、磁気ディスクその他記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(ばく露の程度の低減等)

第五百七十七条の二 (略)

4 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 磁気テープ、磁気ディスクその他記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

改 正 後

(評価の結果に基づく措置)

第二十八条の三 (略)

2 (略)

改 正 前

(評価の結果に基づく措置)

第二十八条の三 (略)

2 (略)

(傍線部分は改正部分)

3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式による記録)、磁気テープ、磁気ディスクその他のこれらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること)。

(略)

4 第二十八条の四 (略)

2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(鉛中毒予防規則の一部改正)

第十三条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(評価の結果に基づく措置)
第五十二条の三 (略)

(評価の結果に基づく措置)
第五十二条の三 (略)

改 正

(傍線部分は改正部分)

(評価の結果に基づく措置)
第五十二条の三 (略)

改 正 前

(評価の結果に基づく措置)
第五十二条の三 (略)

改 正 後

(評価の結果に基づく措置)
第五十二条の三 (略)

改 正 前

(評価の結果に基づく措置)
第五十二条の三 (略)

改 正 前

4 第二十八条の四 (略)

2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一・二 (略)

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五十二条の四 (略)

2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第五十二条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一・二 (略)

4 第五十二条の四 (略)

2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第五十二条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第十四条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
--	---	---	---

(評価の結果に基づく措置)

第三十六条の三 (略)

4 (略)

3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一・二 (略)

3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式)その他の記録媒体をいう。)による記録媒体をもつて調製する(以下同じ)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(略)

(評価の結果に基づく措置)

第三十六条の三 (略)

4 (略)

2 前項に定めるものほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一・二 (略)

3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(国民年金基金規則の一部改正)

第十五条 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
--	---	---	---

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の四 法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は基金の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式)その他の記録媒体をいう。)による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ)をもつて調製するファイルに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の四 法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の該当ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	前
--	---	---	---

(評価の結果に基づく措置)

第三十六条の三 (略)

4 (略)

3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一・二 (略)

3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第四項の規定による申出は、存続連合会に対し、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む)を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一・五 (略)

2 (略)

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定の五第一項の規定による積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ)の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)
(解散に伴う事務の引継ぎ等)

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)

(確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十三条 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第十三号)の一部を次のよう改正する。
第二条の表改正前欄の確定拠出年金法施行規則第三十一条の二中「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。又は企業年金連合会に提出)を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。又は企業年金連合会に提出)に改め、改正後欄の確定拠出年金法施行規則第二十二条の二中「企業型記録関連運営管理機関等は、」の下に「確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。又は企業年金連合会に提出)を電子情報処理組織を使用する方法により提供」に改める。

第四条の表改正後欄の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条の六第一項第三号中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。)」を平成二十六年経過措置政令に改める。

(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第九十一号)の一部を次のように改正する。
第五条中特定化学物質障害予防規則第三十六条の三第三項第三号の改正規定及び同令第三十六条の四第二項第三号の改正規定を削る。
第七条中有機溶剤中毒予防規則第二十八条の三第三項第三号の改正規定及び同令第二十八条の四第二項第三号の改正規定を削る。
第九条中鉛中毒予防規則第五十二条の三第三項第三号の改正規定及び同令第五十二条の四第二項第三号の改正規定を削る。

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第四項の規定による申出は、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続連合会に提出することによつて行うものとする。

一・五 (略)

2 (略)

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定の五第一項の規定による積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ)の移換の申出は、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらを記載した磁気ディスクを、存続厚生年金基金に提出することによつて行うものとする。

一・三 (略)

2 (略)
(解散に伴う事務の引継ぎ等)

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、機構に提出しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)

(確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第十一條の表改正後欄の粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式）、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。」をもつて調製するファイルに改め、同欄の粉じん障害防止規則第二十六条の四第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式）、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。」をもつて調製するファイルに改め、同欄の石綿障害予防規則第三十九条第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式）、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。」をもつて調製するファイルに改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
	改	正	前
(指定薬物)			
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。			
一～二百三十六 (略)			
(削る)			
(削る)			
二百三十七～三百二十九 (略)			
三百三十 六a・七・八・九・十・十a～ヘキサヒドロ一六・六・九一トリメチル一三一ペンゾ「b・d」ピラン一一オール及びその塩類			
二百三十八 三一～ヘキシル一六a・七・八・九・十・十a～ヘキサヒドロ一六・六・九一トリメチル一六H一ジベンゾ「b・d」ピラン一一オール及びその塩類			
二百三十九～三百三十一 (略) (新設)			
三百三十一 (略)			

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則